

八丈町農業委員会

第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年4月25日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年4月25日(火) 9:00~10:30

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛(欠席)
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：5番 青木 保憲委員、6番 磯崎 正委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第4号 令和5年度八丈町農業委員会活動目標について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

事務局 佐藤 章敬、篠崎 京平、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第1回総会を開催いたします。

まずはじめに、今年度より八丈町産業観光課産業係へ新しく配属になった職員の自己紹介をいたします。

<<産業課観光課産業係 佐藤主任 自己紹介>>

本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員をお願いします。

次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 3,070㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は島外に転出することとなり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類

番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 14,743㎡

番号2② 農地の所在 檜立901番2、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 960㎡

番号2③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 648㎡

番号2④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,651㎡、4筆合計 18,002㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 明日葉

続いて番号1農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんは、自営業の傍ら農業を行うとのことで、農作業歴も10年以上の経験があります。農地については、現在きれいに整備されており、取得後は継続して野菜やイモ類の栽培を行うとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

番号2の●●●●さんは、農業に従事しています。農地について、①農地は面積はかなり大きいですが、きれいに明日葉が植えられていて、今後も継続して栽培していくとのことです。

②農地については、少し雑草が生えている状態ですが、草刈り等を行い、こちらも明日葉を栽培していくとの事です。③、④農地については、過去に明日葉の栽培が行われていたようですが、かなり荒れた状態となっており、今後は開墾して明日葉の栽培を行うとのことです、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

なお、以前からご報告させていただいておりますが、法改正により、この4月より全国的に下限面積の許可要件というのが廃止されましたこと、ご了承ください。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、5番推進委員をお願いします。

推委5番 農業委員、事務局と現場を確認しました。
譲渡人である●●●●さんが島を出ることになり、その農地を姉の●●●●さんが譲り受ける
ということで、畑にも野菜がすでに植えられており、継続して耕作していくとのことですので、
問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、4番農業委員をお願いします。

農委4番 推進委員と事務局と現場を確認し、事務局からの説明どおりです。
畑もきれいに使われており、家族間での譲渡ということで問題ないかと思います。
よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、3番推進委員をお願いします。

推委3番 農業委員、事務局と現地確認しました。
番号2①農地については、明日葉がきれいに栽培されており、継続して明日葉を育てていくと
のことです。②農地については少し雑草等生えている状況で、③・④農地については、荒れて
いる状況ではありますが、開墾すれば問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、6番農業委員をお願いします。

農委6番 推進委員と事務局と現地確認を行い、推進委員からも説明がありましたように、荒れている畑
もありますが、開墾すれば問題ないかと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程い
たします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和5年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 154㎡、権利 所有権移転

譲渡人 ●●●●

譲受人 ●●●●

転用目的 駐車場用地

転用理由 譲受人はレンタカー兼中古車販売店を営んでおり、現在所有する車両を19台から50台に増加する計画がある。増加した分の車両を置く駐車場として土地を探したところ、今回の申請地が見つかった。営んでいるお店から距離が近いという点から考えて、申請地を駐車場として使用したい。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地は農用地でなく、甲種、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第2種農地と判断しています。そこで、確認事項が11項目ございますが、今回は1, 2, 4, 5, 7, 9の6項目を確認していきたいと思っております。

まず「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、譲受人は他に適合するような所有地がなく、この農地を転用するのがやむを得ないと判断しています。

次に「2資力及び信用」ですが、土地購入費は譲受人が自己資金によって賄うということで適当と判断しています。

次に「4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、利用計画ができておりますので、確実と判断しています。

次に「5行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い利用確認の見込がありますので、確実と判断しています。

次に「7計画面積の妥当性」ですが、申請地の駐車スペースについては、利用状況等を考慮した利用見込である為、適当と判断しています。

最後に「9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思っております。番号1農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 農業委員、事務局と現地を確認してきました。今回の申請地は農地として利用するには面積が狭く、また利用していない期間が長いことから農地として利用するのは困難な為、転用はいたしかたないかと思われます。審議よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号1農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 推進委員、事務局からの説明どおり、この申請地はゴツゴツした石も多く、畑としての利用は困難かと思えます。そのような理由から、転用するのは仕方ないかと思われまますので、審議の方をよろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を可とすることにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、本件に関しては可として処理いたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1,429㎡

続いて番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1,323㎡、2筆合計 2,752㎡、内容は2筆ともに新規になります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 榊、期間 10年間、賃借料は年間20,000円となります。

続いて番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 537㎡

続いて番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 6,547㎡、2筆合計 7,084㎡、内容は2筆とも更新になります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

次の番号3からは中間管理事業による利用権設定となります。

前回までは、議案においては貸し手から農業会議とだけ説明して、その後の報告案件で農業会議から農地を借りて耕作する方の説明をしておりましたが、今回より貸し手から農業会議、農業会議から借り手というように議案で一括して、説明させていただきますことご了承ください。それでは説明にもどります。

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 289㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 野菜、期間 10年間、賃借料は年間5,000円となります。

続いて番号4 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 576㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地、の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図を
ご覧ください。

【番号4農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんについては、認定新規就農者ですので、全部効
率利用・常時従事については問題ありません。先ほども説明したとおり、隣接する農地は先月
の総会において利用権設定の承認を得ており、さらなる規模拡大を目指し、今回の農地の貸し
借りも結ぶとのことでした。農地については、現在雑木等が生えて荒れておりますが、今後は
農地整備の補助金等を活用して、開墾する計画をしているとのことでした。

続いて番号2の●●●●さんは、認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事につい
ては問題ありません。農地については更新という事で、ロベレニーがすでに植わっており、継続
して栽培していく計画となっております。

番号3の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、漁業者ではござ
いいますが、空いた時間を利用し奥さんと二人で野菜の栽培を行っていくとのことでした。清隆さ
んも奥さんもすでに農業の経験はあるとのことですので、全部効率利用・常時従事については
問題ありません。農地については、少し草が生えてはおりますが、草刈等すれば問題ないかと
思われます。

番号4の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については整備しながら明日葉を栽培していくとのことでした。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1・2農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 番号1・2とも農業委員、事務局と一緒に現地確認しました。番号1①・②農地については事務局から説明があったように、前回総会案件の隣接する農地であり、補助事業を活用して規模拡大を目指すとのことでした。番号2①・②農地については更新であり、ロベもきれいに管理されております。どちらも問題ないかと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1・2農地について、7番農業委員をお願いします。

農委7番 同じく推進委員、事務局と現地を確認しました。番号1農地の所有者の●●●●さんは島外におり、畑を耕作できない為、若手榊生産者の●●●●さんに畑を貸して、榊栽培の規模拡大を図るとのことですので、問題ないかと思われます。番号2農地についても更新の案件であり、●●●●さんはご存じのとおり若手のロベ生産者ですので、問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号3農地について、5番推進委員をお願いします。

推委5番 委員、事務局で現地を確認し、事務局からの説明どおり問題はないかと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号3農地について、4番農業委員をお願いします。

農委4番 推進委員と事務局で現地を確認しました。事務局が説明したように、農地には少し雑草等生えてはおりますが、草刈りをして整備すれば問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号4農地について、3番推進委員をお願いします。

推委3番 委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。事務局からの説明どおり、問題ないかと思えますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号4農地について、6番農業委員をお願いします。

農委6番 推進委員と同じく問題はないかと思えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第3号議案について承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号令和5年度八丈町農業委員会活動目標の決定について上程いたします。
事務局説明願います。

事務局 議案第4号令和5年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する。

令和5年4月25日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、令和5年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。

資料7ページ目の令和5年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。

例年設定いたしております農業委員会活動目標について、本年も目標案を作成させていただきました。目標設定するにあたり、大元のガイドラインとなるのが、1ペーから6ページにあります東京都農業会議がとりまとめた、令和5年度農業委員会活動推進要領および農業委員会活動の積極的推進に関する決議となります。

この推進要領に沿った活動目標の設定が望ましいと思いますので、八丈町農業委員会活動そのものが、この推進要領に沿った形であることをご承知いただければと思います。

それでは活動目標案について説明いたしますので、7ページ目にお戻りください。

令和5年度八丈町農業委員会活動目標（案）

重点目標1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①～③のとおり、農地パトロールの実施や農地流動化の促進、各種制度の周知推進になります。昨年度より実施されました『八丈町農地仲介制度』が段々周知され農業者のみなさんに浸透することにより、より一層の農地流動化の活性が期待されるとおもいます。主担当委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①～③のとおり現状の共撰共販体制の利点・問題点の確認やそれらを踏まえての農協への共撰共販体制改善の提案、共撰共販促進に向けたPRとなります。主担当委員は共撰担当になります。

重点目標3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力するのととも地域農業の理解を深める活動を行う。具体的な内容については、①～⑥のとおり、研修センターへの協力、担い手との情報交換、就農希望者の受入れ、簿記管理等担い手への経営指導、田植えイベント、学校教育への協力、農業者年金への加入促進となります。毎年、八丈町では新規で就農する方がでてきており、今年度もみなさまには指導等、ご協力いただければと思います。主担当委員は担い手担当、農業者年金担当になります。

重点目標4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行い、必要に応じて行政機関に意見を述べる。具体的な内容については①～③のとおり、座談会の内容等の検討及び

開催、意向調査回答の意向（意見）の収集分析、関係行政機関等への意見の提出となり、主担当委員は座談会担当になります。

重点目標 5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については、①～③のとおり農業委員会だより、農業委員会ホームページの編集、収入保険制度など農業経営支援制度の周知となり、主担当委員は農業委員会だより編集担当になります。

重点目標 6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については、①、②のとおり先進地視察を実施し各農家へ情報提供する、新種苗の研究を各機関に要請・協力するとなり、主担当委員は視察担当になります。

新型コロナウイルス感染症拡大が完全に終息を迎えていないこともありますので、人が密になる恐れのある「座談会」、「先進地視察」におきましては、昨年度に引き続き今年度も、今後の状況も踏まえながら、検討していきたいと思っております。

議長 説明が終わりました。本件についてご質問ご意見などございますか。
…無いようでしたら第 4 号議案を原案どおり決定することにご異議ございますか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 4 号については原案どおり決定することに決めます。